

研究ノート

足利一門再考

——「足利的秩序」とその崩壊——

谷口雄太

序章——「御一家」の二つの意味から——

中世後期の東西（京都・関東）の武家研究は現在、京都將軍・關東公方、その下で地域支配を担った守護・屋形などの勢力、そして、守護らを介さず上意と直結する奉公衆・直臣層などの勢力と、その検討対象を確実に進化（深化）・多様化させているよう見える。

だが、そうした研究状況の中においても依然「御一家」（具体的には吉良・石橋・渋川の三氏）の姿は出てこない。その理由を推量するに、これは単に史料的な問題（或いは、それに付随する基礎的な研究の欠如）というものにとどまらず、彼らが將軍・公方の直臣ではない（体制外と見做されている）という理論的な要請も関係しているのではないか。

確かに、御一家は直臣とはい難い存在ではある。例えば、室町期から戦国期にかけての史料には、

「於御前殿文字之事、御連枝并吉良殿御事ハ、よくきこへ申

候様に可申也⁽¹⁾

「總而吉良殿、石橋殿御兄弟者御連枝同事也⁽²⁾」

「『イシバシ殿』と称する城主は、（略）、公方様の従兄弟であります⁽³⁾」

「渋川左衛門佐義鏡を大将として武藏國へ被指下⁽⁴⁾、是は公方の近親にて代々九州探題の家なれば諸家もおもき事におもひける」

などとあり、御一家は御連枝（將軍・公方の兄弟たち）に准じる「従兄弟」「近親」（まさしく「御一家」）なのであるから、狭い意味では直臣とは呼び難いというのは事実である。

しかし、既に山田邦明氏なども指摘するように、「御一家は大きくみて奉公中に含まれ⁽⁵⁾」、「主従関係においては公方に直結する存在⁽⁵⁾」なのであるから、広い意味では直臣とも呼びうるというのもこれまた事実である。したがって、その存在を無視、或いは、軽視しては武家の総体は描き切れないであり、彼らを何とかして東西の秩序・体制の中に位置付ける努力が必要であるように思われる。

かくして、筆者は前稿において吉良・石橋・渋川の三氏について、彼らが「御一家」、そして、「三家」と呼ばれていることから、彼らを「足利御三家」と括って検討を行った（これは近世の「徳川御三家」との比較・連続性を意識した筆者の造語である）。

だが、その後、御一家という言葉が必ずしもこの足利御三家のことだけを指すとは限らないということに気付いた。換言すれば、足利御三家以外の人々が御一家と呼ばれているケースが史料上複

数見出されたのである。

例えば、戦国期の土岐氏に関する故実書には以下のようにある。

【史料一】『家中竹馬記』（群書類従二三、二三三頁・一三七頁・二三九頁）

「山名殿、一色殿、細川讚岐守殿などは、畠山匠作など同じ事たるべし、皆御一家御相伴衆なり、赤松は佐々木京極と同程なるべし、凡御一家の御相伴衆と其外の諸家とは替る事也」

「公方様の御剣は御供衆にても御一家の持るる也」

「御前のらうそくのさきを取事、公方様御覽せらるゝ御通りをば御供衆の中にも御一家の被^レ取なり」

「御前にて酒のこぼれたるをのごはるゝ事も、公方様の御近辺へは只の人は不^レ参、是も御供衆の御一家沙汰ある也」

「公方様の御先打は御一家のせらるゝ也、畠山将監殿など沙汰有しと也」

ここでは、室町幕府の御相伴衆・御供衆などである山名・一色・

細川・畠山らの各氏が御一家と呼ばれていることが分かる。明らかに足利御三家のことではない、広く「足利一門」全体のことが御一家と呼ばれているのである。要するに、御一家という言葉には、以下のようないつも異なる意味合い・使われ方があったのである。すなわち、

①「狭義の御一家」という意味で、「足利御三家」のこと

②「広義の御一家」という意味で、「足利一門」のこと

以上である。これまで筆者も含めて研究者らは主に①の意味で御一家という言葉を使ってきたように思う。だが、御一家（史料に

よつては御一族などと表記されることもある）という言葉（史料用語）には、異なる二つの意味合い（研究概念）が含まれていたのである。したがって、史料読解中にそのような言葉と遭遇した際には、それが①・②どちらの意味で使われているのか、逐一検討してみる必要があるのである。

この問題について具体的に例を挙げて考えてみよう。先ほどの『家中竹馬記』によれば、戦国期の土岐氏は以下のようなアイデイントエイティーを持っていたことが分かる。

「抑当家（土岐殿）者、満仲の長子頼光の苗孫として、清和源氏の家嫡也、等持院殿（尊氏將軍）の御一家の次、諸家の頭たるべき由、土岐伯耆入道殿（頼貞、法名存孝、号定林寺殿）に被仰定¹⁰ける以来、今に至まで其証跡勿論也」

同様に、戦国期の土岐氏に関する故実書である『土岐家聞書』にも、「当方土岐は、御一族の次、諸家の頭たるべき由也¹¹」とある。

すなわち、土岐氏は自らのことを「御一家（御一族）の次、諸家の頭」と認識していたのである。因みに、この認識が土岐氏による独り善がりなものであったかといえば、実はそうでもなかつたらしく、既に南北朝期には今川了俊が「当御代には土岐伯耆守入道は、侍よりは上、一族よりは下と定られしにや」などと記している。要するに、中世土岐氏＝「御一家（御一族・一族）の次、諸家（侍）の頭」との認識は土岐氏以外からも共有されていたようなのである。

では、この御一家（御一族・一族）とは、果たして、①「足利御

三家」・②「足利一門」どちらの意味なのであろうか。

第一章 「足利一門」とは誰のことか

そこで、これらの記事が載っている『家中竹馬記』『土岐家聞書』において御一家などという言葉がどのように使われているのかについて調べてみると、例えば先ほどの【史料一】からは山名・一色・細川・畠山らの各氏が「御一家」と呼ばれていたことが分かる。その他にも、「管領職は昔は賞勵にはあらず、然に高師直、師泰等謀反の後、御一族管領職にならるゝに依て、其以来賞勵の職となり」と、幕府管領を務める斯波・細川・畠山らの各氏が「御一族」と呼ばれていたことが分かる。

したがって、ここでいう御一家とは①「足利御三家」の意味ではなく、②「足利一門」の意味だということに決定できる。つまり、戦国期の土岐氏は自らのことを「足利一門」の次、諸家の頭だと考えていた（一部他氏からもそう思っていた）のである。

では、こうした「足利一門」とは果たしていかなる人々のことを指していたのであろうか。この点、この言葉は実はこれまでかなり適当・曖昧に使われてきたのではなかつたか。

本稿では、こうした「足利一門」を巡る諸問題——①足利一門とは誰のことか、②足利の一門であるとはどういうことか、③足利の一門になるとはどういうことか——などについて根本的に問い合わせを行い、もって足利時代の崩壊過程についても捉え直すことを試みんとするものである。

先ほども述べたように、足利一門という言葉はこれまで極めて曖昧に使われてきたように思われる。

例えば、桃井氏は「足利氏の一族」とよくいわれるのだが、当時（南北朝期）の史料を見ると、「義貞一流の氏族皆打立けり、先山名、里見、堀口、大館、岩松、桃井」（『梅松論』¹⁶）、或いは、「新田一族ニハ、岩松相模守、瀬良田大膳大夫、田中彈正大弼、桃井左京亮、江田丹後守、山名因幡守、堀口三郎、里見十郎」（『太平記』¹⁷）などと出てくる。また、山名氏は「新田氏の庶流であり、（略）、足利一門の有力守護家とは出自が異なる」といわれ、吉見氏は新田流でも足利流でもない「外様」と断じられており、全体としては「史料において、どこまでを足利氏の一門として扱っていたのかを明確に示しているものは確認することができない」²⁰とまでいわれている。

では、これらの認識は果たして妥当なのであろうか。この点、実は当時誰が足利一門と見做されていたのかということを明確に示す史料（中世史料）は存在していたのである。だが、それにも関わらず、そうした史料はこれまであまり注目されてこなかったようと思う。そこで、以下ではそれらの史料を実際に掲げつつ、足利一門のメンバーについて具体的に確定させていくという作業からはじめるにしたい。

まずは、京都の方の足利一門のメンバーから確定させていこう。

研究ノート

三八(103)

室町期の故実書である『公武大体略記⁽²¹⁾』や戦国期に大館常興が書き残した『大館記⁽²²⁾』には「御当家の累葉」「当流の累葉」(足利氏の一族)として畠山・桃井・吉良・今川・斯波・石橋・渋川・石塔・一色・上野・小俣・加子・新田・山名・里見・仁木・細川・大館・大島・大井田・竹林・牛沢・鳥山・堀口・一井・得川・世良田・江田・荒川・田中・戸賀崎・岩松・吉見の各氏が特に区別されることなく挙げられている。

同様に、室町期の家紋集である『見聞諸家紋⁽²³⁾』には足利氏と同じ「二引両」の家紋を持つ「一姓」として吉良・渋川・石橋・斯波・細川・畠山・上野・一色・山名・新田・大館・仁木・今川・桃井・吉見の各氏がこれまた特に区別されることなく挙げられている。

さらに、室町末期以降の小笠原流礼法の故実書といわれる『三議一統大双紙⁽²⁴⁾』には「御当家の仁々」として新田・仁木・細川・吉見・明石・山名・里見・畠山・岩松・桃井・吉良・今川・斯波・渋川・石橋・一色・上野・石塔・加子・小俣の各氏がこれまたやはり列挙されている。

すなわち、先に見た桃井・山名・吉見らの各氏は、当時全て足利一門と認識されていたということが、中世史料から確認できるのである。

続けて、関東の方の足利一門のメンバーも確定させていこう。

結論からいえば、基本的には京都の方と大きく変わることころはない。例えば、「旦那名字注文⁽²⁵⁾」には吉良・石塔・桃井・畠山・渋川・岩松・里見・鳥山・吉見・加子・一色・今川の各氏が、同様

に、『里見家永正元龜中書札留抜書⁽²⁶⁾』には吉良・渋川・岩松・一色・桃井・鳥山・畠山・加子・大館・今川の各氏が、さらに、『義氏様御代之中御書案之書留⁽²⁷⁾』には吉良・渋川・新田・一色・吉見・桃井・里見・岩松の各氏がそれぞれ足利一門として掲げられている。これらはいずれも室町期から戦国期にかけての史料である。⁽²⁸⁾

以上を要するに、中世日本において足利一門とは具体的には以下の人々のことを指していた。すなわち、畠山・桃井・吉良・今川・斯波・石橋・渋川・石塔・一色・上野・小俣・加子・新田・山名・里見・仁木・細川・大館・大島・大井田・竹林・牛沢・鳥山・堀口・一井・得川・世良田・江田・荒川・田中・戸賀崎・岩松・吉見・明石の各氏である(以下、足利一門メンバーリストと呼ぶ)。

なお、『三議一統大双紙』にだけ見える「明石氏」とは琵琶法師・明石覚⁽²⁹⁾のことで、彼は「明石殿(義詮ノ子歟)⁽³⁰⁾」と呼ばれ、近世史料には「足利家の庶流」「尊氏將軍の従母弟」「足利尊氏の従弟」「足利氏支族」などとして登場する。⁽³¹⁾どうやら同氏は足利氏の一族だと思われていたらしい。だが、同氏は「武家」ではないため、本稿の検討対象からはひとまず除外することとした。

(一) 新田流のこと

さて、この足利一門メンバーリストを見てまず気付くのは、足利一門に「新田氏の庶流」も含まれているという点(事実)であろう。我々は基本的には新田流のことは足利一門とは見做していないようと思われる。だが、当時(中世)の人々は新田流をも足

利一門と見做しており、新田流を足利一門から敢えて外すというような意識は特に持ち併せていなかつたということがここからははつきりと窺うことができる。

しかし、この点については以下のようないかがての疑問・反論を持たれる

方があるかもしれない。すなわち、先に見た史料（『大館記』から『義氏様御代之中御書案之書留』まで）はいすれも全て室町期以降のものであるゆえ、南北朝期には該当しない可能性があるのでないか、換言すれば、新田流はやはりもともとは「非足利一門」なのであって、それがある時点・段階から「足利一門化」したものなのではないか、というものである。以下ではこの疑問・反論に対する再反論を行っていくことにしたい。

①再反論（一）

まずは史料を掲げる。

【史料二】足利義満御内書案（『蜷川家文書』一、一一頁～一二頁）
九州にをひての度々忠節と申、去内野かせんの忠たにことに候
間、向後もふかくたのミ入て候間、一そくの准に思給候、存知
せらるへく候也、

明徳四

十二月十三日 足利義満
御判

大内左京大夫義弘とのへ

この史料は明徳四年（一三九三）に二代將軍足利義満が大内義弘に与えたもので、その内容は九州での忠節（探題今川了俊と鎮西平定に奔走）や内野合戦（明徳の乱）での軍忠に対し義満が義弘を「一そくの准」＝足利一門に准じると思うとしたものである。

これについて佐藤進一氏は「義満がとくに義弘を賞し」たと評価している。³²だがその後、義弘は義満に反乱を起こして自滅し（応永の乱）、以後、大内氏を足利一門として確認することはできないくなる。

ここから、以下の二点を抽出することができる。すなわち、①「恩賞」として足利一門化するケースがあつたということ、だがその場合、②「罰」として足利一門から外されることがあつたということ、以上である。つまり、非足利一門が「恩賞」などというふたりで途中から足利一門化するということは確かに可能ではあつたのである。

これらを踏まえて、今度は新田流の場合について見ていくたい。まず山名氏だが、同氏は大内氏と同じ時期に幕府に帰参し、同じ時期に義満と戦い、そして同じように潰された。だが、それにも関わらず、山名氏は以後も足利一門として登場し続け、一方で（足利一門化した）大内氏は足利一門から外されたのである。ここに大きな「差」を見ないわけにはいかないであろう（山名氏は②が適用されていない）。

次に先ほど掲げた足利一門メンバーリストの中の大館氏以下の人々を見たい。仮に彼らが途中から足利一門化したとすれば、それは「恩賞」の結果に相違ない。だが、常識的に考えて、彼らが他氏（例えば佐々木氏や赤松氏ら）を上回る破格の「恩賞」を貰えるような状況は果たして想定可能なのであるうか。大館氏以下のようないかがての人々であっても足利一門化という「恩賞」を貰えるのならば、彼ら以上に活躍した佐々木氏や赤松氏などもそれを貰えて当

研究ノート

四〇(二〇二四)

然ではないか。だが、現実にはそうはなっておらず、佐々木氏や赤松氏らは足利一門化を果たしてはいない。であればなおさら大館氏以下の人々が足利一門化を果たしたというのは想定し難いであろう。

以上を要するに、山名氏らを「恩賞」として足利一門化した存在と見るのは無理である。

②再反論（二）

続けて本家本元の新田氏自身について見てみたい。実は十四世纪の時点で新田氏は以下のように呼ばれていたことが当時の史料から分かる。すなわち、

〔東ニモ上野国ニ源義貞ト云者アリ、高氏ガ一族也〕（『神皇正統記』³³）

〔尊氏の末の一族新田小四郎義貞といふ物〕（『増鏡』³⁴）

〔上野国ニ尊氏一族新田義貞ト云者アリ〕「義貞ハ尊氏ガ一族也」（『保曆問記』³⁵）

だが、姻戚関係の成立が必ずしも足利一門化の契機となるわけではない。というのは、新田流と同じく、熱田大宮司家も鎌倉期に足利氏との姻戚関係を結んだが、特に足利一門化はしていないからである。³⁶ 要するに、姻戚関係の成立によって新田流が足利一門化したとは必ずしもいえない。

では、改めて新田流はいつから足利一門化したのか。また、その契機はどこにあったのか。だが、ここで一度立ち止まって考えてみるべきなのではないだろうか。この問い合わせ自体果たして妥当なのかと。なぜ、我々は足利一門化、或いは、契機などなどである。驚くべきは、新田義貞と同じ陣営（南朝）に属していたはずの北畠親房までもが新田氏³⁷・足利一門との認識を示していたことである。要するに、南朝の人間であるか北朝の人間であるかを問わず、当時（同時代）の人々は皆はじめから新田氏のことを足利一門と見做していたようである。³⁸

①・②をまとめると、新田流は南北朝期以降に足利一門化したわけではなく、寧ろ南北朝期には既に足利一門と見做されていた。すなわち、彼らは「足利氏の庶流」として位置付けられる存在だったのである。

振り返ってみれば、我々は「足利」という「幹」（嫡流）から分かれた「枝」（庶流）のことを足利一門と呼んできた。初期に分かれた者が仁木氏や細川氏などとなり、その次に分かれた者が畠山氏や桃井氏などとなり、といった具合にである。この点、新田氏とて、仁木氏や細川氏などよりも一代前³⁹・最初に足利という幹から分かれた枝といえるのであって、例外ではない。それ

では、鎌倉期、或いは、それ以前についてはどうだったのか。この点、田中大喜氏は、新田流はもともと非足利一門であったが、鎌倉期に「足利氏と婚姻・猶子関係を結」んで「足利一族に準じる存在になつた」とする。すなわち、氏は姻戚関係の成立をもつて足利一門化の契機と見做しているようなのである（但し、氏は中世後期の新田流については論じていない）。

にも関わらず、我々は仁木氏や細川氏などのことは自明の足利一門で、新田氏のことは自明の非足利一門だと認識してしまっているのである。⁽³⁹⁾ このような新田氏〈だけ〉を特別視してしまった思考様式は、「源家嫡流」などといって新田氏のことを現実以上に持ち上げ、新田一足利を家格的にことさらに対抗・並置させる「フィクション」である『太平記』に主に由来するのではないか。つまり、我々は未だ『太平記』的な史観に束縛され、そこから自由ではないのではないか、そのように思料されるのである。⁽⁴⁰⁾

以上を要するに、新田流を足利一門から外して理解する必要はないのであって、寧ろ、仁木氏や細川氏などと同じように、はじめから足利一門であつたと見做すことに実は何の問題もないと考える。⁽⁴¹⁾ なお、新田氏は足利氏の〈庶流〉ではあるが、〈惣領—庶子〉という関係にはないという点で、（足利氏にとっては）畠山氏などと同じような立ち位置かと考えられる。

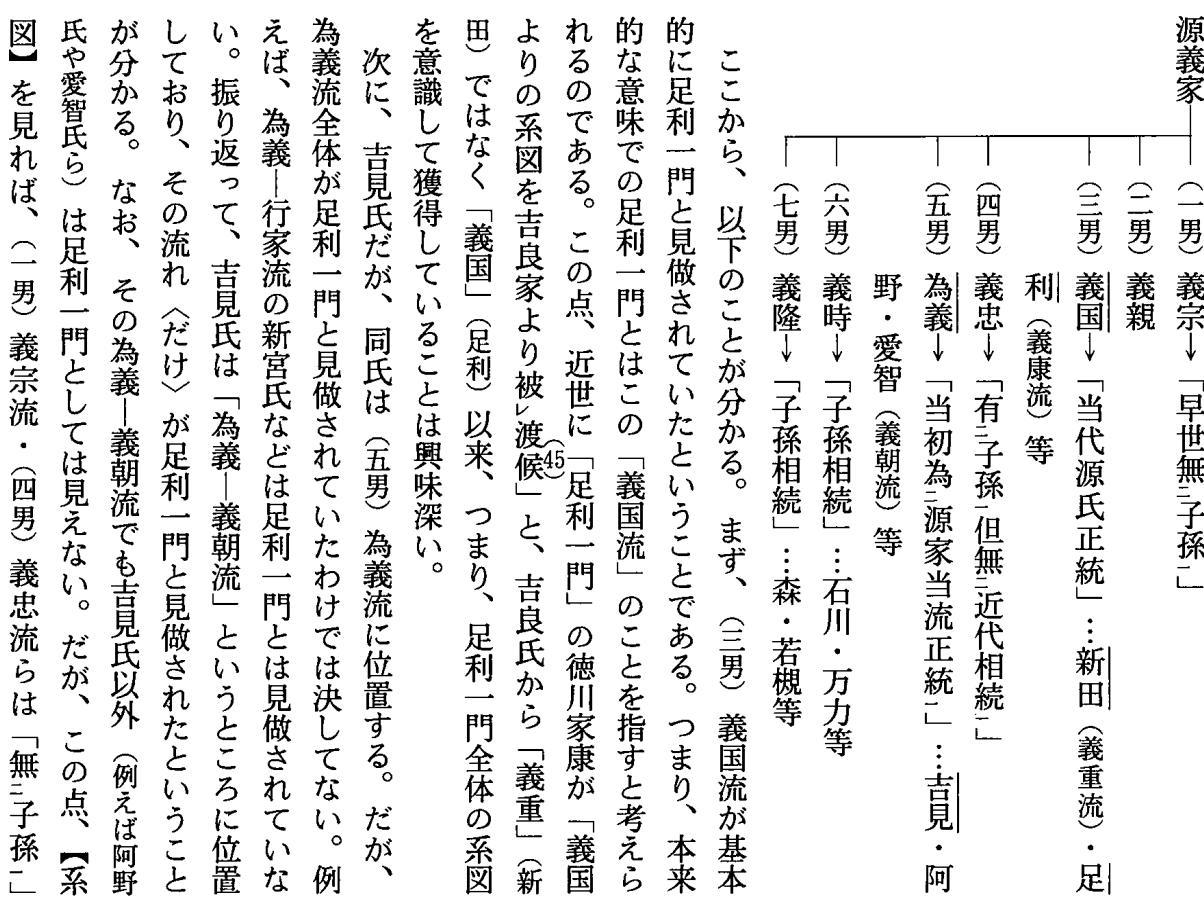
(二) 「足利一門」の定義と

唯一残された吉見氏の位置付け

では、改めて新田流をも含み込む足利一門とはいかかる存在と定義すればよいか。また、実は先ほどの足利一門メンバーリストの中には新田流でも足利流でもない者が一人だけ混じっていたのだが、そのことに気付いたであろうか。それは「吉見氏」のことなのだが、では、同氏についてはどうに位置付ければよいか。次にこれらの問題について考えていくことにしたい。⁽⁴²⁾ まずは系図を掲げよう。

【系図】『尊卑分脈』(二、二二三頁～三一一页) より作成

足利一門再考（谷口）



「無近代相続」などと、全て滅亡していることに気付く。とすれば、阿野氏や愛智氏らも同様に断絶し、そうであるがゆえに以後登場しないと見ることができよう。

以上を要するに、本来的・第一義的な足利一門とは「義国流」のことであり、足利時代の足利一門とは「義国流」+「為義—義朝流」のことである、との定義がひとまず可能となろう。

では、なぜ足利時代になって為義—義朝流（吉見氏）は足利一門となれたのか。この点、吉見氏は鎌倉期に足利氏との姻戚関係などは確認されず、足利という幹から分かれた枝でもないといふことはいうまでもない。そこで、為義—義朝流について見てみると、彼らは源頼朝の兄弟を祖としていることに気付く。すなわち、吉見氏が源範頼、阿野氏が全成、愛智氏が義円といった具合にである。それゆえであろう、吉見氏は鎌倉期、「源氏の貴種とみなされてゐた」といわれている。⁽⁴⁶⁾ 要するに、彼らは頼朝の兄弟の子孫たちという「源氏の名門」だったのである。

ここまでくれば、彼らが足利一門となれた意味は自ずと見えてこよう。すなわち、「鎌倉幕府の始祖源頼朝を追慕し、自身を頼朝に比⁽⁴⁷⁾」さんとした足利氏（尊氏）は、頼朝の兄弟の子孫たち（のみ）を自らの同族とすることによって、自らもまた頼朝に連なる存在＝「貴種」だと他氏（非足利一門）にアピールし、もつて彼らとの間に差異化を図りたかったのではなかつたか、ということである。

本章では、足利一門について再考・再定義を行ってきた。ところで、こうした足利一門をトータルで見た先行研究は過去にどの

ようなものがあつたか。この点、まず想起されるのが小川信氏の研究である。氏はそれを『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）というかたちでまとめた。その内容であるが、タイトルからも窺えるように、「守護」重視+「發展」史=事實上、室町中期以前の三管領家中心の研究となつており、現在においてもその成果は計り知れないものがあるといえる。だが、いくつかの問題も残されている。例えば、「非守護」の存在が軽視されていること、室町中期以後の追究がほぼ未検討であることなどである。但し、小川氏以後は、個別具体的な研究の蓄積はあれども、中世全体を通した足利一門総体の考究は途絶してしまったように思われてならない。改めて、足利時代における足利一門トータルの検討が必要なのではないか。

但し、そのためには足利一門をトータルで捉えることの必要性、換言すれば、武家全体を足利一門とそれ以外（非足利一門）とに分けて理解することの有効性それ自体について問うてみなければならぬだろう。そこで、先ほど検討した土岐氏のアイデンティティについて再度振り返ってみたい。既に見たように、戦国期の土岐氏は自らのことと「足利一門の次、諸家の頭」と考えていた（南北朝期には既に一部他氏からもそう思われていた）。つまり、足利一門が諸家（非足利一門）の上に立っているとの認識は、南北朝期から戦国期にかけて確かに存在したのである。問題は、その認識が当時どこまで一般的であったかである。次章ではこの問題について見ていくことにしたい。

第二章 「足利一門」であるということ

(一) 「足利一門」と非「足利一門」

本章では、足利一門／非足利一門という区分けの意味・有効性について見ていく。まず、次の『大館記』(戦国期の成立)の記事からはじめたい。

「御一家の大名たちの御事をハ御屋形にて申にハ殿文字可レ申候、赤松、土岐、佐々木、大内、上杉などへハ殿文字をハ不レ申候也⁴⁹」

ここから、足利一門の大名たちと赤松氏ら非足利一門の大名たちとの間には大きな待遇の差があつたことが見て取れる。

同じく、『大館記』には以下のような記事も見える。

「御紋をもせられ候方と、ひら侍分別あるべき段、勿論哉⁵⁰」

ここでいう「御紋をもせられ候方」、すなわち、御紋衆とは足利一門のことを意味している。⁵¹つまり、ここでもまた足利一門と非足利一門との間には格差が設けられて当然との意識が改めて確認できる。

他にも、戦国期に伊勢貞陸が書き残した『常照愚草』には、「根本は三職、是も管領職を被レ持候ての事也、其次に御紋の大名、其次御紋せられぬ大名と可ニ心得⁽⁵²⁾なり」とあり、また、戦国期に赤松則実が書き送った書状にも、「去朔日、官途させられ候、左衛門佐ニ成候、此官途ハ一段之儀候、御紋せられ候方ならてハ不レ被レ成候、御能登之守護、因幡の守護近日被レ成候、別而被^レ仰付^レ之由、懇之 上意にて候、我々事者不入候名字之面目之由、

各被^レ申候、兵衛佐、左衛門督、右衛門頭、左衛門佐^督是何れも同前之官にて候、殊当方家ニ是か始にて候間、面目之至^候⁽⁵³⁾とある。やはり、戦国期においてもなお、足利一門と非足利一門との間には相当の差があり、それを各氏もしっかりと認識していたようなのである。

続けて、旗の使用を巡る問題について見てみたい。この点については既に杉山一弥氏の研究がある。すなわち、氏によれば、「武家御旗（公方御旗・御所御旗）を授かることが許されたのは、ほぼ足利氏一門につらなる者に限定されて」いたという。⁵⁴ここからも、やはり足利一門であるかないかが重要な違いとして認識されていたらしいことが窺える。

さらに、道で出逢った場合の挨拶の仕方（路頭礼）について見てみたい。関東では道で奉公衆が管領（上杉氏＝非足利一門）、或いは、足利一門と遭遇した際、「有^レ管領下馬^レ也、御一家ハ無^レ下馬⁵⁵」と、管領は奉公衆相手に下馬する必要があつたが、足利一門は奉公衆相手に下馬する必要はなかつた。ここでも、足利一門の優越性が明らかとなる。

以上から、足利一門と非足利一門との間には明確な差があつたことが明らかとなつた。それは、京都でも関東でも然りであった。では、両者が「衆」として同格の場合はどうか。

まず、御相伴衆から見ていく。再び【史料】を眺めてみると、そこには「凡御一家の御相伴衆と其外の諸家とは替る事也」とあった。この点について二木謙一氏は、「御相伴衆といえば、山名・一色・阿波細川・能登畠山・赤松・京極・大内の七家の家督

研究ノート

四四(10)(六)

に限られていた」ものの「御相伴衆の中でも、赤松・大内・京極の三氏は下位に格付けされていた」とする。⁽⁵⁶⁾ すなわち、同じ御相伴衆であっても足利一門と非足利一門との間には明確な差があったのである。

次に、御供衆を見ていく。同じく【史料一】を見てみると、そこには「公方様の御近辺へは只の人は不_レ参、是も御供衆の御一門沙汰ある也」とあった。ここでは「御供衆の中の御一家（足利一門）」と「只の人（そこには当然御供衆の中の非御一家＝非足利一門も含まれる）」とが対比的に描かれている。この点、戦国期の書札礼書である『大館常興書札抄』⁽⁵⁷⁾ も細川・畠山・上野・山名・一色らの各氏を「御紋せられ候御供衆」として、赤松・富樫・伊勢らの非足利一門の各氏とは明確に区別して捉えている。すなわち、やはり同じ御供衆であっても足利一門と非足利一門との間には明確な差があったのである。

最後に、その他の階層全般についてまとめて見ていく。幕府の年中行事に関する故実書である『年中恒例記』には、

「名書の下に、殿文字かくとかゝさるとの事、武家にては御紋候大名、同御供衆、同外様衆、御部屋衆、殿文字在_レ之、御紋候といへ共、番方衆は不及_レ沙汰⁽⁵⁸⁾候、大名たりと云共、御紋の衆にあらされは、殿文字無_レ之」

とある。すなわち、ほぼ全階層にわたって足利一門と非足利一門との間には明確な差異が存在したのである。

以上から、仮に「衆」としては同格となつても、足利一門と非足利一門との間には依然差が存在し続けたことが明確なものと

なった。なお、こうした眼で改めて番帳などの各衆のメンバーリストを眺めてみたところ、足利一門が非足利一門よりも先（優先的）に記入されているケースが圧倒的多数であったことも付記しておこう。

要するに、足利時代において足利一門と非足利一門との間の差は明らかだったのである。

ところで、こうした足利一門と非足利一門との間の差という事態がしばしば指摘されてきたのは、南北朝期の軍事制度研究であつた。そこでは、十四世紀中葉に足利一門の二分（観応擾乱）を経験した幕府は「足利一門優遇政策を転換」し「足利一門守護・大将」の「外様守護」に対する「優越的権限」は「漸次解消」したといわれている。⁽⁵⁹⁾ 確かに、守護などの権限についていえば「同質化」したのである。だが、その一方で、それでもなお、両者の儀礼上・血統上の差についてはその後も拭い難く残り続けたのであり、そのことも見失つてはならないだろう。

(一) 今川氏と武田氏

以上の事実を踏まえた上で、この問題について具体的に例を挙げて考えてみよう。

【史料二】足利義政御内書案（『御内書案』『続群書類從』一二三下、三一頁）

成氏既武州太田口出張之間、早速可_レ発向_レ之旨、度々被_レ仰之処、于_レ今遲々如何体子細哉、所詮不日令_レ進_レ發下總口_レ、可_レ勵_レ戰功_レ也、

十一月八日 御判
(足利義政)

今川治部大輔殿
(義忠)
武田五郎とのへ
(信昌)

この史料は寛正六年（一四六五）に八代京都將軍足利義政が五代関東公方足利成氏を討つべく発令したものであるが、ここではその内容ではなく宛所に注目したい。すなわち、今川氏と武田氏との間には「殿」若しくは「とのへ」という点で明確な差が見られるのである。では、この差は一体何によるものなのであろうか。まず、この差は両者の身分の差によるものなのであろうか、ということだが、この点、明確に答えは否である。なぜなら、今川氏と武田氏とは「外様大名衆」に属す「守護」として同格だからである。つまり、身分や階層・役職などは無関係である。

次に、この差は両者の年齢の差によるものなのであろうか（武田氏の方が若いから薄礼だったのか）ということだが、この点も明確に答えは否である。なぜなら、『大館記』所収の細川氏の書札⁶¹には、

- ・細川政元が武田信昌に宛てる場合、差出書「政元」、宛所「武田刑部大輔殿」

・細川政元が今川氏親に宛てる場合、差出書「右京大夫政元」、宛所「謹上 今河辰五殿」

と、今川氏の方が若いにも関わらず（史料三）と同様に）厚礼となっているからである。つまり、年齢も無関係である。

要するに、両者の差は身分や年齢に由来するものではなかった。となれば、もはやこの差（今川氏と武田氏との差）は足利一門／非足利一門という差に由来すると見る他ないのであろう。この点、京

都のみならず関東でも然りであった。田中宏志氏によれば、関東公方が今川・武田両氏に文書を出す際の書留文言「謹言」も、今川＝「楷書」／武田＝「草書」と厳密に区別されていたといふ。⁶²

本章では、足利時代における足利一門と非足利一門との間の差について見てきた。足利一門という認識・思考の枠組みは当時、実際に存在していたのであり、足利一門が非足利一門に優越するという思想・観念も中世後期には一般的であった。このように足利一門と非足利一門との間には厳然たる「壁」（「足利」の「血」で塗り固められた「壁」）が聳え立っていた以上、足利一門か否かという分け方・議論は十分に意味を持つものであるといえよう。では、その「壁」は超えられない壁だったのであろうか。最終的にはその「壁」は崩壊してしまったわけだが、そこに至るまでの過程は果たしてどうなっていたのか。また、「壁」を壊したのは一体誰か。次章ではそのあたりの問題について見ていくことにしよう。

第三章 「足利一門」になるということ

（一）「壁」を超えた人々

ここからは、足利一門化を果たした非足利一門の存在を具体的に列举しつつ、見ていく。

①大内氏（京都・十四世紀末頃）

これについては既に述べた。すなわち、いかに將軍家に対しても勲功を積もうとも非足利一門（大内氏）が足利一門化するのは非常な困難を伴つたが、その一方で、本来的な足利一門（山名氏など）は生まれながらにして大変な厚遇を受けていたのであつた。

研究ノート

四六(103)

②小山氏（関東・十五世紀中葉）

同様の存在として小山氏のことを挙げることができる。享徳の乱が勃発して関東が二分された中の長禄二年（一四五八）、五代公方足利成氏は小山持政を「偏如御兄弟思食候」と、「兄弟」つまり足利一門以上のように思うとした内容の書状を送った。⁶³成氏は持政に対し「偏兄弟可為契盟」との内容の契状も送っている。⁶⁴この点について佐藤博信氏は「足利氏が起請文形式で他氏とこうした兄弟の契盟を結んだ例はな」とした上で、「如何に成氏が小山氏に依拠するところ大であつたかが証明される」と評価する。⁶⁵だがその後、持政は成氏に反旗を翻し、以後、大内氏の場合と同じく小山氏も足利一門として確認することはできなくななる。

③伊勢氏（京都・十五世紀中葉）

同様の存在として伊勢氏をも挙げることができる。『康富記』嘉吉三年（一四四三）八月晦日条には「是日以伊勢入道息兵庫助貞親可為室町殿御父之儀之由、自管領被定云々」と見える。すなわち、嘉吉三年、ときの幕府管領畠山持国は後に幕府政所執事となる伊勢貞親を幼い足利義政の「御父」つまり足利一門以上と定めたのであつた。これはこの直前に七代将軍足利義勝が天逝し、急遽弟の義政が将軍後継者として選ばれたのを受けてのことであった。だがその後、やはり伊勢氏の場合も足利一門として確認することはできない。⁶⁶

④大和氏（京都・十四世紀？）

類例として大和氏のケースを見てみたい。『萩藩閥闘録』所収

の家譜には、「大和守秀政、足利尊氏依父子之契約、姓を源二改、名字并引紋等被下、足利大和守秀政と申候」とある。この家譜によれば、幕府奉公衆大和氏の先祖で、足利尊氏に仕えたという秀政が、尊氏と「父子之契約」つまり足利一門以上の関係を結び、足利の「名字」と家紋（「引紋」）とを頂戴したという。⁶⁷なお、尊氏が秀政のことを「御父」と呼ぶ「文書」も存在している。⁶⁸因みに、戦国期に伊勢貞陸も『常照愚草』の中に「大和家の事、御父ニ被成候事ハ等持院殿様被成御判云々、本は足利大和守とも、証文等にのせられしとなり」と記しているから、この話は当時有名だつたらしい。だがこれらの話の真偽は不明で、大和氏によって偽作された可能性が高いという。⁶⁹もちろん、大和氏を足利一門として確認することもできない。

こうした流れが変わってくるのは次のケース以降である。

⑤上杉氏・佐々木大原氏・種村氏・木阿弥息幸子（京都・十五世紀中葉）

設楽薰氏は、将軍が「側近に配するに際して、わざわざ一門の名字」を与える「入名字」を行った事例として彼らを紹介した（上杉氏・種村氏は一色氏、佐々木大原氏は細川氏、木阿弥息幸子は畠山氏に）。こうした事例は六代将軍足利義教期に先例を持つらしいが、その詳細については不明なようで、八代将軍足利義政期以降に本格化したということが、ひとまずは分かるという。いずれにせよ、彼らは足利一門化を果たしたといえよう。

⑥猿樂師彦次郎（京都・十五世紀後半）

九代将軍足利義尚は自らの寵愛する猿樂師彦次郎に「御一族」

「広沢」名字を与えて「侍」身分に取り立てた。「広沢」は先ほど足利一門メンバーリストには見えない名字だが、仁木・細川・戸賀崎ら各氏の祖に「広沢」がおりそこから採つたものか。いずれにせよ、彼も足利一門化を果たしたといえよう。

⑦齋藤氏（京都・十六世紀中葉）

木下聰氏は、美濃の齋藤氏が「土岐氏を超える存在であること」を示すために、「一色氏に改姓した」と指摘した。⁽⁷³⁾ 彼もまた足利一門化を果たしたといえよう。

⑧上杉氏・後北条氏（関東・十五世紀末頃）

彼らについては「足利氏御一家」と同じような待遇を得たとの指摘がなされた。⁽⁷⁴⁾ だが近年、その儀礼的地位に関しては田中宏志氏が吉良氏・渋川氏らに准じる存在と厳密化した。⁽⁷⁵⁾ また、上杉氏の場合は足利氏御連枝からの入嗣期間に限ってとの指摘もなされた。⁽⁷⁶⁾ とはいえ、准足利御三家化を果たしたとはいえない。

⑨横瀬氏（関東・十六世紀中葉）

横瀬氏は新田岩松氏の家臣に過ぎなかつたものの、「室町将軍家の有力直臣衆の一員となり、新田岩松氏の執事という陪臣の政治的立場から完全に脱し」、「その始祖を新田義宗の末子（もしくは新田義貞の末子）「貞氏」に求める系譜を作成し」、「かつて鎌倉期新田氏の本拠でもあつた由良の地名を採用し」て「由良名字に改称」。かくして「由良氏は「足利氏御一家」としての家格を獲得」、「まさに名実ともに関東における有数の有力領主として成長した」との指摘がなされてきた。⁽⁷⁷⁾ だが近年、その「足利氏御一家」化に関しては田中宏志氏が吉見氏・桃井氏・里見氏・岩松氏

らに准じる存在と厳密化した。⁽⁷⁸⁾ また、関東公方が「横瀬氏→由良氏の書札の厚礼化に対応して、主君新田岩松氏の書札も厚礼化」させていたことから、横瀬氏は新田岩松氏を超えていないとの指摘もなされた。⁽⁸⁰⁾ とはいえ、横瀬氏が千葉氏・佐竹氏・宇都宮氏・小山氏・結城氏などの非足利一門・屋形クラスの人々よりも上位であることは『義氏様御代之中御書案之書留』などから明らかであり、准足利一門化を果たしたとはいえる。

⑩松平氏（京都・十六世紀）

よく知られているように、松平清康が「世良田」を名乗り、その孫の松平家康が「徳川」を名乗った。これは足利一門であることを主張した結果か。⁽⁸¹⁾

こうした流れが再び変わつてくるのが次のケースである。

【史料四】足利義昭御内書案（『古今消息集』『大日本史料』一〇一一、二五三頁）

三職之隨一、勘解由小路家督可_レ令_二存知_一候、然上者任_二武衛_一訖、今度之忠恩依_レ難_一尽、如_レ此候也、

十月廿四日 在_二判_一^{（足利義昭）}

織田彈_{（信長）}正忠殿

この史料は永禄十一年（一五六八）に足利義昭が織田信長に与えたもので、その内容はこの直前に信長に擁立されて入京し十五代將軍となつた義昭が「恩賞」として信長に斯波氏（准足利御三家）の家督を与えようとしたものである。義昭は同日付けて信長に足利氏の家紋「引両筋」を与えて「御父」とまで呼んでいる。⁽⁸²⁾

だが、信長はこれらの申し出を謝絶し、以後、織田氏が足利一門化した形跡は見られない。

(二) 「足利的秩序」を巡る相克

他にも類例はあるうかと思われるが、ひとまず以上のデータをまとめると、以下のようになるだろう。すなわち、
I期・十五世紀中葉頃までは他氏から足利一門化するケースは極めて少なかった(①～④)。

この背景には、「足利」(足利氏・御三家・一門など足利の血統に連なる者のこと)を以下のように総称する)を上位(足利氏は最上位)とする秩序(このことを以下では「足利的秩序」と仮称する)の確立と、彼らによって主導される東西・時代の安定がある。これは奥羽でも然りで、垣内和孝氏によれば、「最上・天童・高水寺斯波・塩松石橋・二本松畠山」ら「足利一門」の位置付けが「きわめて高」く、彼らは「伊達氏をはじめとする奥羽の国人諸氏とは明確に区別」され「その上位に位置付け」られたといふ。つまり、列島の東西南北の頂に足利氏・御三家クラスが君臨し、足利一門というだけで非足利一門に優越する、その上彼らには政治・経済・軍事などの面での実力も備わっており、それによって「室町の平和」が達成されている、という時代はまさに日本全国「足利」の天下と呼ぶに相応しい様相を呈していたのであった。そうした中では他氏から足利一門化しうる契機は極めて限られ、そのため足利一門化はほとんど見られなかつた、このように捉えることができよう。

II期・十五世紀中葉頃からは他氏から足利一門化を果たしうる

ケースが散見され、また、足利一門を主張する家も現れ出す(⑤～⑩)。つまり、足利一門化する者が増えたのである。

この背景には、列島全体の戦国期的状況への突入があろう。すなわち、徐々に実力を失つていった将軍は、それへの対応策として、各地に勃興する有力者らの懷柔を図るべく、また、登用したい人材の積極的・柔軟な採用を進めるべく、他氏からの足利一門化を推進させた。一方で、大名らも足利一門化する、或いは、足利一門であることを唱えることによって、競合する他者(非足利一門)との間に差異化を図り、自身を優位な立場に立たせようとした、このように考えることができよう。

ここで注意すべきは、將軍・実力者いずれの側も前代以来の秩序を前提として行動していたということである。すなわち、この時期の大名は、先学も指摘するように、「全国的な武家の社会秩序の中みずからを位置付けることを必要とし、そこから脱退する発想は持たなかつた」ようなのであって、かくして、「將軍を頂点とする権威的秩序は維持・再生産していく」のである。⁽⁸⁵⁾

III期・十六世紀中葉頃には足利一門化を拒絶する家が現れ出す(⑪)。つまり、前代以来の秩序に対する信頼が大きく低下し、足利一門化の意味・価値も失われつたのである。

この背景には、足利的秩序に対するまなざしの変化(そこからの解放)があろう。実は、この頃になると「足利」の権威を否定するような動きが顕著に見られ出す。例えば、弘治元年(一五五五)には今川氏が吉良氏を、同年頃には織田氏が石橋・斯波両氏を壊滅させ、國から追放しており(足利一門今川氏ですら「足利」の

血統を軽視しはじめていることに注意)、そして、天文二十二年(一五五三)から永禄元年(一五五八)には三好氏が、天正元年(一五七三)には織田氏が足利氏(將軍)を追放し、それを前提・上意としない新たな秩序の形成に向かっているのである。

こうした三好氏や織田氏には「かつての得宗家と同様に、現将軍⁽⁸⁸⁾を追放し、より統制下に置きやすい人物を新たに將軍に据える」という選択肢も当然あつたはずである(というよりも寧ろ、現実に両氏はそれを一度は実践してすらいる)。だがそれにも関わらず、ここではその途はもはや完全に放擲されているのである。この点、村井章介氏は、鎌倉期に「どんなに強大な権力を独占しようとも」「得宗が將軍になるのをはばんだものはなにか」と問い、それを「將軍は身分的な尊貴性を備えていなくてはならない」という当時の武士たちに抜きがたく根をはついていた身分序列の観念⁽⁸⁹⁾とした上で、足利氏を「身分的に將軍の資格をもつ」と認め、そして、「武家の權力がこの身分觀念の呪縛から解放されるには」「長い時間が必要とした」と述べる。すなわち、このⅢ期に「武家の權力」は足利的秩序という「呪縛」からはじめて、しかも決定的に「解放」され、足利氏・將軍を前提・上意としない方向へと舵を切ったというのである。

では、なぜかくも状況は変化したのだろうか。既に見たように、Ⅱ期においては、強大な實力を有する大名といえども、意識の面では足利的秩序に規定・拘束されており(それを前提として行動しており)、そこからは秩序・前提 자체を否定するような要素は特には見受けられず、足利氏を頂点として承認・推戴しないなどと

いう選択肢はありえなかつた。だが、Ⅲ期には、そうした状況は大きく変化し、三好氏や織田氏らは秩序・前提そのものを懷疑し、それを破壊し去るという行動をとりはじめていたのである。果たして、三好氏や織田氏らは一体どこからそのようなラディカルな発想を得たというのか。

この点、実力者による下剋上(「下」からの旧秩序破壊)という視角がまずは想定されよう。だが、何度も繰り返し述べているように、戦国期の武家はあくまで旧秩序(足利的秩序)を前提として行動していたのであるから、そのような状況が続く限り、秩序・前提そのものを疑い、それを否定するような動きが出てくる余地はないはずである。実際、下剋上とはいってもその現実化は極めて困難だったようで、「当主を排斥したのち、これに代わる当主(実子や養子・一族など)を迎えて推戴していくのであり、家臣のうちの誰かが君位を簒奪する例は少ない」といわれている。つまり、右の視点からでは三好氏や織田氏らの思想・行動は「突然変異」としてしか理解・説明できないよう思うのである。

では、他の視点・視角からこの問題を解くことはできないか。そこで、最後にこうした問題意識・関心から改めてⅡ期(戦国期)の政治史を振り返ってみたい。その上で、前代以来の秩序が強い拘束力をを持つその中で、それにも関わらず、なぜ、いかにしてその秩序は打破されたのかを問う。

終章——「上からの改革」としての足利的秩序崩壊——

再びⅡ期(十五世紀中葉～十六世紀中葉)を見ると、いくつかの

興味深い兆候が見えてくる。

まず、応仁・文明の乱が勃発し、その中で西幕府が国人越智氏を和泉守護に登用したということがあった。桜井英治氏はこの件を「実力本位の登用」と評価し、「実力さえあればいかなる出自の者でも一国のあるじになれることが「将軍」によって宣言された」として注目する。氏はそうした人事が東幕府でも行われたこと（赤松家臣浦上氏の山城守護候補、細川家臣安富氏の近江守護就任など）も述べ、「家格破壊」が将軍公認の下で行われたことを指摘する。⁽⁹¹⁾ すなわち、将軍によって実力者優遇＝「力」の重視の流れが開始されたのである。

こうした動きは応仁・文明の乱後も継続される。将軍は従来の出身階層や職制の枠に拘わらず自らの信任する人材を政権の中核へと積極的に登用しようとした。⁽⁹²⁾ その際、将軍は当初彼らを足利一門化（入名字）させた上で幕政に参加させていた。だが、次第にその「入名字」手続きは省略されることとなつた。⁽⁹³⁾ すなわち、将軍によって足利一門と非足利一門との間の「壁」は無力化されはじめた＝「血」の軽視が進んだのである。

十六世紀前後には将軍は幕府の御相伴衆・御供衆に各地の実力者が参入することを許容しはじめ、榮典授与の基準も曖昧化した。⁽⁹⁴⁾ 将軍は実力者優遇＝「力」の重視をさらに推進したのである。

こうした中で、中央では、天文十五年（一五四六）、将軍が六角氏を幕府管領（代）として元服するということが行われた。そのときの記録である『光源院殿御元服記』には、「加冠之役者、先例於三職之中一当管領之人令「勤事」処也、雖然當時因レ無管領、

十一月中旬、被レ仰付佐々木弾正少弼定頼候処、因御旧例異于他、雖被再三辞退、申上意嚴重之間、終及御請畢」とある。つまり、非足利一門である六角氏は先例がないとして幕府管領（代）役勤仕を遠慮・固辞したらしいのだが、こうした六角氏に対して将軍は「上意」として幕府管領（代）役を引き受けるよう下命したのである。こうした非足利一門に対する管領級人事は、弘治四年（一五五八）頃には武田氏に対しても行われている。⁽⁹⁵⁾ すなわち、将軍によって引き起こされた足利一門と非足利一門との間の「壁」の無力化＝「血」の軽視の波は中央管領人事にまで及んだのである。

そして、ついに地方では、永祿二年（一五五九）、将軍が非足利一門である伊達・大友両氏を奥州・九州両探題に任命するという人事が発令された。これまで足利御三家クラスのみが独占的に務めてきた役職を、有力者ではあるが、足利一門ではない者に務めさせることに将軍は決定（変更）したのである。⁽⁹⁶⁾ これについて黒嶋敏氏は、将軍が「地方の情勢にも目を向け、各地で実力による支配を実現している大名の領国を前提に、地方政治を刷新して幕府の影響力を増大させ将軍権威の再生産を図」⁽⁹⁷⁾ ろうとしたものと評価する。すなわち、将軍によって引き起こされた足利一門と非足利一門との間の「壁」の無力化＝「血」の軽視の波は奥州・九州の頂にまで達したのである。

以上を要するに、十五世紀中葉頃以降、将軍は「血」の重視から「力」の重視へと徐々に方針を転換させていったのである。これらを踏まえた上で、前章最後の問い合わせに答えてみたい。

すなわち、戦国期に入り、徐々に実力を失っていった将軍は、それへの対応策として、各地に勃興する有力者の懷柔を図るべく、また、登用したい人材の積極的・柔軟な採用を進めるべく、「血」の重視から「力」の重視へと徐々に重心を移転させ、足利的秩序（「壁」）の漸次解体を推進した。それによつて、確かに実力者の取り込みには成功したであろう。だが、その一方で、それは彼らに、力さえあれば必ずしも「足利」になる。「足利」である必要はない、「足利」を上位とする前代以来の秩序を自明・前提とする必要はもうないということを気付かせる一大契機を与えることにもなつたはずである。その「秩序からの解放」の行き着く果てに三好氏や織田氏の如き人々が登場してくるのはもはや当然のことではなかろうか、そのように思料されるのである。

前章で述べたように、十五世紀中葉から十六世紀中葉にかけて、戦国期的状況への対応を迫られた将軍は、他氏の足利一門化を推し進めた。だが、それは将軍・大名らいずれにとつても足利的秩序を前提としたものであったため、その中からは秩序そのものの否定という発想は出て来難かった。しかし、本章で見てきたように、そうした中で将軍は、有力者を非足利一門というかたちのまま受け入れるなど、足利的秩序を変革し、徐々にそれを無化していくという方向も同時に模索はじめていたのであった。大名の懷柔などのためとはい、この路線を押し開き推進していくといふことは、実力を失った足利氏・将軍にとつては最後に残された存立基盤ともいいうべき足利的秩序を自らの手で否定・解体していくということに他ならず、同時にそれは有力者らにその秩序

（前代以来の秩序）を自明視しなくともよいということをはつきりと認識させる契機を与えることとなつた（秩序からの解放）。その結果、三好氏や織田氏らの台頭はもはや時間の問題となり、かくして足利的秩序は終焉を迎えた、このように捉えることができないか。換言すれば、足利氏（將軍）による「上からの改革」こそが、三好氏や織田氏らの登場を準備したのではなかつたか、これが前章最後の問い合わせに対するひとまずの解答である。⁽⁹⁹⁾

最後に、本稿で述べてきたことをまとめおこう。

本稿では、従来曖昧にされてきた「足利一門」を巡る諸問題――足利一門とは誰のことか、足利の一門であるとはどういうことか、足利の一門になるとはどういうことか――について問い合わせし、もつて足利時代の崩壊過程についても捉え直すことを試みた。

序章では、これまで曖昧に使われてきた「足利氏御一家」という言葉に、「足利御三家」と「足利一門」との二つの異なる意味合いがあつたことを明らかにし、その上で、戦国期の土岐氏は自らのことを「御一家の次、諸家の頭」などと認識していたが、その「御一家」が後者（足利一門）の意味であったことを闡明した。第一章では、足利一門といふこれまで曖昧に用いられてきた言葉について再検討を行い、足利一門メンバーを中世史料から確定させた。注目すべきは、従来足利一門と見做されてこなかつた新田流諸氏及び吉見氏がそこに含まれていたことで、とりわけ、新田流は鎌倉期から足利一門と思われており、源義国流こそが本来的な意味での足利一門と認識されていたこと、彼らを非足利一門とする我々の思考様式は主として『太平記』に由来し、そこから

研究ノート

五一(103)

我々は未だに自由ではないことなどを指摘した。また、吉見氏については、足利時代に足利氏が源為義—義朝流という「源頼朝の兄弟の末裔」たる吉見氏のみを足利一門（同族）とすることで、自らもまた頼朝に連なる存在＝貴種だとアピールしたかったのではないかと結論付けた。

第二章では、足利一門を総体で見た研究が現状存在しないことを述べた上で、そうした研究の必要性を示すべく、先に見た足利一門が非足利一門に優越するという戦国期の土岐氏の認識が、足利時代において広く普遍的・一般的なものであつたことを中世史料から明らかにした。

第三章では、足利一門か否かが決定的な違いとして認識された時代の中で、足利一門化を果たしていった人々の事例を列挙し、それに検討を加えた。その結果、I期・他氏から足利一門化するのが極めて限定的であった十五世紀中葉頃以前、II期・他氏から足利一門化を果たしうるケースが散見され、また、足利一門であることを主張する家も現れ出した十五世紀中葉頃以後、III期・足利一門化を拒絶する家が現れ出した十六世紀中葉頃以後、という三つの時期におおよそ分けが可能であることを闡明した。

終章では、そのⅡ期からⅢ期への流れ、すなわち、戦国期においてもなお武家を意識の面から規定・拘束していた「足利一門が非足利一門に優越する」、「その最上位に位置する足利氏を上意として戴く」という観念を三好氏や織田氏らはいかにして打破したのかと問うた。それに対し、足利将軍自身が足利一門（血）重視から実力者（力）重視へと「上からの改革」を進め

出したことが秩序崩壊への決定的な引き金（滑り易い坂道）となつた（結果として三好氏や織田氏らを生み出した）のではないかとの仮説を提示した。

この仮説を検証するには、より精緻かつ段階的な戦国期政治史の再検討、及び、各時代・各地域との比較（類例）研究が不可欠となってくるよう思う。それらに関する本格的な検討・再検討は全て今後の課題であることを確認して、ひとまず擱筆する。

註(1) 『伊勢貞助雜記』（『続群書類從』二四下、八三頁～八四頁、傍線は引用者、以下同）。

(2) 『蔭涼軒日録』延徳二年十月二十日条。

(3) ルイス・フロイス著、松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』三（中央公論社、一九七八年）二九七頁。

(4) 『鎌倉大草紙』（『群書類從』一一〇、七〇一頁）。

(5) 「鎌倉府の奉公衆」（同『鎌倉府と関東』、校倉書房、一九九五年、初出一九八七年）一四五頁。

(6) 拙稿「足利氏御一家考」（佐藤博信編『関東足利氏と東国社会』、岩田書院、二〇一二年）参照。

(7) 『長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』（『群書類從』二九、一八二頁）。

(8) 『見聞諸家紋』（『群書類從』二三、四〇九頁）。

(9) なお、近世尾張の文人・天野信景も『塩尻』の中で、吉良・石橋・渋川の三氏を「足利家」の「三家」とした上で、「三家は長柄の塗輿免許也、今尾張、紀伊、水戸の三家、塗輿に乗りたまふは彼例なりとかや」と記している（『日本隨筆大成第三期』一三、一九〇頁）。

『同』一六、四〇八頁)。近世の知識人の中には足利・徳川両御三家の類似性(後者が前者を先例に持つ)について指摘する者もいたのである。

- (10) 『群書類從』一三、一二五頁、括弧内は割註、以下同。
- (11) 『群書類從』一三、二四六頁。
- (12) 『了俊大草紙』(『続群書類從』一四上、三五七頁)。
- (13) 『土岐家聞書』(『群書類從』一三、一四七頁)。
- (14) 本稿では足利氏・御三家・一門を中心とした「足利」の血統・秩序に対する特別視が連続・一貫して認められる時期(南北朝期・室町期・戦国期)。具体的には、足利氏が将軍である時期)をいう場合、「足利時代」と表記している。それは、「中世後期」では意味が曖昧で、「室町時代」だと南北朝・戦国両期が抜け落ちてしまうおそれがあるためである。
- (15) 久保尚文「桃井氏」(今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典』下、新人物往来社、一九八八年)三六四頁。
- (16) 『群書類從』一〇、一六〇頁。
- (17) 『日本古典文学大系』三六、二五九頁。
- (18) 川岡勉『山名宗全』(吉川弘文館、一〇〇九年)一頁。なお、吉良氏は「守護家」ではない(この点、後掲註(48)参照)。
- (19) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下(東京大学出版会、一九八八年)三一九頁(三二〇頁)。
- (20) 松村卓「鎌倉府一門総覽」(『湘南史学』一六、一〇〇七年)一〇五頁。
- (21) 『群書類從』二八、六五九頁(六六〇頁)。
- (22) 『ビブリア』八六、七一頁。
- (23) 『群書類從』一三、四〇九頁(四一〇頁)。
- (24) 『続群書類從』一四上、二三六頁。
- (25) 「米良文書」(『熊野那智大社文書』三、一五八頁)。
- (26) 『千葉大学人文研究』一七、一四一頁(一四二頁)。
- (27) 「喜連川文書」(『古河市史研究』八、七五頁)。
- (28) 彼らこそ、『長倉追罰記』(『続群書類從』一二下、一八五頁)に「桐のまんまく」引、御一家もみなこれ同じ」として見え、『鎌倉年中行事』(『日本庶民生活史料集成』一三)にも頻出する「御一家」の正体である。
- (29) 因みに、近世にも「斯波・細川・足利・尾張・畠山・仁木・荒川・吉良・東条・今川・渋川・石堂・一色・小俣・山名・里見・岩松・桃井・新田・大館・掘口・得川・世良田等の家は皆、京都将軍家の御一門の家筋なり」とある(伊勢貞丈著、島田勇雄校注『貞丈雜記』一、平凡社、一九八五年、一三五頁。尾張とは石橋氏、東条とは吉良氏庶流のこと)。なお、史料によって登場する足利一門が一定しないが、作成時期や目的が異なるので問題はない。
- (30) 「久我文書」(『大日本史料』六一二四、一八〇頁)。
- (31) 『当道要集』(追増平語偶談)『野史』(『大日本史料』六一二四、一九一頁(一九四頁・一九六頁・一九七頁))。
- (32) 『南北朝の動乱』(中央公論社、一九六五年)四六五頁。
- (33) 『日本古典文学大系』八七、一七四頁。
- (34) 『日本古典文学大系』八七、四八四頁。
- (35) 『群書類從』二六、五七頁・六二頁。
- (36) これについては既に山路愛山氏の指摘がある(「足利尊氏」佐藤和彦編『論集足利尊氏』、東京堂出版、一九九一年、初出一九〇九年、六六頁・一〇六頁・一二七頁)。氏は、『神皇正統記』『増鏡』『保暦間記』を掲げ、「義貞は尊氏の一族として世人の認め居りしものなりし」

研究ノート

五四(103)

「世は足利氏を本宗の如くに見做し、新田氏を支族の如く思ひしなるべし」とした上で、「新田一族を以て足利氏の勢力範囲に加ふべき」は「明かなり」と記している。

(37) 「中世前期上野新田氏論」(同編『上野新田氏』、戎光祥出版、二〇一一年)三五頁。

(38) 藤本元啓「室町幕府と熱田大宮司家」(同『中世熱田社の構造と展開』、続群書類從完成会、一〇〇三年、初出一九九一年・一九九五年)六二頁～六五頁。なお、上杉氏も鎌倉期に足利氏との姻戚関係を結んだが、こちらも足利一門化は確認できない(白井信義「尊氏の父祖」『日本歴史』一五七、一九六九年、三五頁～四〇頁)。

(39) 鎌倉期の新田氏を非足利一門と見做すのなら仁木氏や細川氏などとて同じではないか。鎌倉期の彼らが足利一門であったとは別段「実証」されているわけでもなかろう。

(40) 『太平記』(『日本古典文学大系』三四、一二四頁)。

(41) 『太平記』が「この時代(南北朝期のこと、引用者註)」に対する私たちの認識に枠組みを提供し、私たちの過去への対時のしかたをも規定しており、「現代の歴史認識が『太平記』に負っているものは、きわめて大きい」ということは先学も指摘している(新田一郎『太平記の時代』、講談社、一〇〇一年、九頁)。

(42) 新田氏が「一引両」で足利氏が「一引両」という「家紋」の問題が残ると考えるかもしない。だがこの点、佐藤進一氏は(紋章学者・沼田頼輔氏の見解をひきながら)「分裂した一族が交戦時の混同をさけようとして新しい紋章をつくった」ケースを指摘しており(同前掲註(32)書、一八九頁～一九〇頁)、この指摘に『見聞諸家紋』

の中に新田流が「一引両」とあること(前述)も合わせると、南北朝期、新田氏は足利氏との対決に際し家紋を「一引両」に改めた(足利

方についた新田流は「一引両」を継続使用し、新田方についた新田流は終戦後「一引両」に戻した)とひとまず考えられるのではないだろうか。但し、新田氏=「一引両」との意識は「一ひきりやうハにんさんとの御もん也、一ひきりやう公方様」(『山科家礼記』延徳三年四月二十五日条)などと戦国期にも見られるため、本格的な検討は今後の課題としたい。

(43) 吉見氏が足利一門だということは、戦国期の他の史料にも「武家御一家吉見」(末柄豊『宣秀卿御教書案』)にみる武家の官位について、研究代表者末柄豊「室町・戦国期の符案に関する基礎的研究」、東京大学史料編纂所、一〇〇六年、第二部論攷編一頁、伊藤信吉氏御教示)や「御一家三人、吉良殿、吉見殿、今河殿」(『奥州余目記録』『仙台市史』資料編「古代中世」、二四九頁)などと見えることからしても確実である。なお、南北朝期の軍事制度面などから見ても、吉見氏は足利一門に准じる権限を持っていたという(堀川康史「北陸道「兩大將」と守護・国人」室町期研究会発表レジュメ、一〇一二年)。

(44) なお、以下の部分については関東足利氏研究会平成二十四年度六月例会の際、木下聰・吳座勇一両氏から考えるヒントを得た。

(45) 近衛前久書状(『近衛家文書』『新編岡崎市史』二、八七九頁～八八〇頁)。なお、徳川氏は従来「新田一門」とのみ認識されてきたようと思うが、この点についても再検討を要する(これについては改めて後述する)。

(46) 佐々木紀一「永仁四年吉見義世謀反の背景」(『季刊ぐんしょ』六九、一〇〇五年)三三頁。

(47) 佐藤前掲註(32)書、一五四頁。

(48) 例えば、十五世紀前半以降の吉良氏についていえば、守護には就いていないが、東西両府においては管領を超える儀礼的地位を獲得し

- てている（前掲註（6）拙稿参照）。この点、吉良氏は管領以上の「御三家」なのであるから守護などという「家臣」がやるような役職には就かなかつたものと捉えるべきと考える（近世の徳川御三家の姿なども想起されたい）。守護重視ではこのような存在が検討対象から外れてしまうおそれがある。
- (49) 『ビブリア』八五、一一四頁。
- (50) 『ビブリア』七八、九八頁。
- (51) 設楽薰「足利將軍が一門の「名字」を与えること」（『姓氏と家紋』五六、一九八九年）四頁。
- (52) 『続群書類從』一四下、一一四頁。
- (53) 赤松則実書状案（「白国文書」「兵庫県史」史料編中世二、五九四頁）。
- (54) 「室町幕府における錦御旗と武家御旗」（木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、一〇〇六年）一五九頁。
- (55) 『鎌倉年中行事』（『日本庶民生活史料集成』二三、七八一頁）。
- (56) 「室町幕府の支配体制と武家の格式」（同『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九八年）一五頁・二六頁。但し、氏はその理由については説明していない。
- (57) 『群書類從』九、六五九頁。
- (58) 『続群書類從』一二三下、一七九頁。
- (59) 花田卓司「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限」（『古文書研究』六六、一〇〇八年）一七頁～三一頁。
- (60) 『文安年中御番帳』（『群書類從』二九、一七三頁～七四頁）。
- (61) 『ビブリア』七九、一二四頁。
- (62) 『関東公方書札礼（足利政氏書札礼）』の基礎的考察（千葉歴史学会発表レジュメ、二〇一二年）。
- (63) 足利成氏書状写（「小山氏文書」「戦国遺文」古河公方編、四三頁）。
- (64) 足利成氏契状写（「小山氏文書」「戦国遺文」古河公方編、四一頁）。
- (65) 「室町・戦国期における小山氏の動向」（同『古河公方足利氏の研究』、校倉書房、一九八九年、初出一九八三年）二三二九頁。
- (66) 但し、この件は単に貞親を義政の乳父としただけとも捉えられる（『康富記』同日条に「勢州代々為御父之故也」ともある）。堀川康史氏御教示。
- (67) 『大日本史料』一二一、九〇〇頁。近世、大和氏は毛利家に仕えた。
- (68) 『萩藩閥閲録』二、五一二頁。
- (69) 『続群書類從』一二四下、一二一〇頁。
- (70) 古川元也「故実家大和宗恕管見」（『年報三田中世史研究』三、一九九六年）一〇七頁、同「大和流太元明王法と京都本法寺所蔵「摩利支天画像」について」（『年報三田中世史研究』一〇、一〇〇三年）二四頁～二五頁。
- (71) 同前掲註（51）論文、三頁～一〇頁、同「足利義材の没落と將軍直臣団」（『日本史研究』三〇一、一九八七年）三九頁～四二頁。
- (72) 『実隆公記』文明十五年十二月朔日条、「親長卿記」同月二十一日条、『後法興院記』文明十六年一月十七日条、『大乘院寺社雜事記』同年三月朔日条。木下聰氏御教示。
- (73) 「斎藤義龍の一色改姓について」（『戦国史研究』五四、一〇〇七年）三三頁～三四頁。
- (74) 佐藤博信「足利晴氏・義氏とその時代」（同前掲註（65）書、初出一九七八年）一五二頁～一五六頁、同「足利政氏とその時代」（同

- 前掲註(65)書、初出一九八三年)一〇四頁～一〇七頁、『鷺宮町史』通史上巻(鷺宮町、一九八六年)六七七頁～六八二頁、市村高男「中世領主間の身分と遺構・遺物の格」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』八、一九九七年)三九一頁・三九四頁。
- (75) 「関東足利氏発給文書の書札礼についての再検討」(千葉歴史学会発表レジュメ、二〇〇九年)。
- (76) 和氣俊行「山内上杉顯実・憲寛の関東管領職継承をめぐって」(『戦国史研究会発表レジュメ、二〇一〇年)。
- (77) なお、上杉氏は永禄二年(一五五九)には京都将軍から「三官領御一族計へ之御書札」との待遇も得ている(大館晴光副状『上杉家文書』三、一六二頁～一六三頁)。
- (78) 黒田基樹「上野由良氏の發展と展開」(同『戦国期東国の大名と國衆』、岩田書院、二〇〇一年、初出一九九六年)二六六頁～二六七頁。
- (79) 前掲註(75)。
- (80) 佐藤博信「園田文書」の古河公方足利政氏書状をめぐる諸問題』(『日本歴史』七五五、二〇一一年)八二頁。
- (81) なお、足利義昭は当初、家康の「徳川」名字を承認しなかつたといふ(柴裕之「室町將軍足利義昭と徳川家康」『戦国史研究』六三、二〇一二年、三三頁～三四頁)。これも、將軍が足利一門の名字を持つ別視したという事情も関係したのではないだろうか。
- (82) 桑田忠親校注『改訂信長公記』(新人物往来社、一九七九年)八八頁～九〇頁。
- (83) 例えは、島津氏も「国王族親」と記されている(申叔舟著、田中健夫訳注『海東諸国紀』、岩波書店、一九九一年、三五四頁)が、本文記事の妥当性、及び、同氏の源頼朝落胤説や足利氏への意識などにつ
- (84) これは奥州・九州両探題が地域の「足利の秩序」の核となつたと問題もあるが、これを足利一門化の事例と見てよいか判断に迷つたため、今回はカウントしなかった。これについても今後の課題としたい。
- (85) 「一本松畠山氏と塩松石橋氏」(同『室町期南奥の政治秩序と抗争』、岩田書院、二〇〇六年、初出一九九七年)六八頁～六九頁。
- (86) 黒嶋前掲註(84)書、三三〇頁～三三二頁。
- (87) 今谷明「三好・松永政權小考」(同『室町幕府解体過程の研究』、岩波書店、一九八五年、初出一九七五年)四四七頁～四八六頁。
- (88) 山田康弘「將軍義輝殺害事件に関する一考察」(『戦国史研究』四三、二〇〇二年)八頁。
- (89) 「執權政治の変質」(同『中世の國家と在地社会』、校倉書房、二〇〇五年、初出一九八四年)一六一頁～一六四頁。
- (90) 川岡勉「守護權力の変質と戦国期社会」(同『室町幕府と守護權力』、吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九九年)一三五頁。
- (91) 「室町人の精神」(講談社、二〇〇一年)三一七頁～三一九頁。
- (92) 設楽薰「足利義尚政權考」(『史学雑誌』九八一、「一九八九年」九〇頁、同「將軍足利義晴の政務決裁と「内談衆」」(『年報中世史研究』二〇、一九九五年)八四頁・八七頁、山田康弘「文龜・永正期の將軍義澄の動向」(同『戦国期室町幕府と將軍』、吉川弘文館、二〇〇〇年)一〇四頁～一〇五頁)。
- (93) 設楽前掲註(51)論文、九頁。

- (94) 二木謙一「室町幕府御相伴衆」（同『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館、一九八五年、初出一九七九年）三二二頁～三二四頁、同「室町幕府御供衆」（同書、初出一九八三年）三七〇頁～三七五頁、同「偏諱授与および毛氈鞍覆・白傘袋免許」（同書、初出一九七九年）四〇三頁～四〇八頁、山田康弘「戦国期榮典と大名・將軍を考える視点」（『戦国史研究』五一、一〇〇六年）一二二頁～一三三頁、木下聰『中世武家官位の研究』（吉川弘文館、一〇一一年）三六七頁～三七〇頁。
- (95) 『群書類従』一二、一四六頁。
- (96) 今井昌良書状（『東洋文庫所蔵大館文書』『戦国遺文』武田氏編）、一二一〇頁。
- (97) なお、これ以前、伊達氏に対しては奥州探題と同じ左京大夫の官途が与えられている（細川高国書状『伊達家文書』一、八一页）。
- (98) 「室町幕府・奥州探題体制のゆくえ」（大石直正・小林清治編『陸奥国の戦国社会』、高志書院、一〇〇四年）一八頁。
- (99) その後、三好氏・織田氏・豊臣氏によって破壊された将軍を頂点とする武家の秩序は「足利一門」徳川氏によって再編・再建・再起動されたとの見通しを持っている。
- (100) 一例として、近世・徳川的秩序の崩壊について見ておくと、久住真也氏が以下のように述べているのが参考になる（『幕末の將軍』、講談社、二〇〇九年、六頁～七頁・三〇頁・二六二頁）。すなわち、江戸後期から末期にかけ、徳川將軍は「血統」重視の「權威の將軍」から「能力」重視の「國事の將軍」へと徐々に変化した。幕府もまた「改革を断行」し、自らを「時代に対応したものとして作り替えるため、虚飾を廃し、実質を重んずるためのショック療法」を行った。だが、こうしたことが「幕府を衰亡させた暴挙であつた」という幕府関係者の声は、当時も明治になつてからも少なくなかつた。「幕末の將軍

は、（略）、自己変革の連続であった。それは、新しい事態に対応するために、徳川將軍を存続させるために行つたものである。しかし、自己存続のための変革が、「國事の將軍」を生み出し、結果的に徳川將軍の衰勢を加速させた。（略）過激とも言える自己変革から始まった改革は、（略）、結果的に將軍の力と權威を落としてゆく道を開」き、かくして「「國事の將軍」の側面が進めば進むほど、「權威の將軍」の側面は破壊され、徳川將軍は消滅へと向かった」のだと。この点、既に当時の旧幕臣・福地源一郎氏も『幕府衰亡論』（平凡社、一九六七年、初出一八九二年、五頁～六頁・二四頁～二五頁・一三九頁・一二二二頁）において、幕府が強固に存続した第一の理由を「「一百七十余年の久しきに因襲せる嚴重なる慣例・格式・作法・礼儀等にて形而下（形式のあるもの）を検束し、遂に形而上（形のない精神的なもの）に及ぼし、天下の諸侯を籠絡したこと」「保守政略のために尤も大切な格式・慣例を厳守して変更せざりし」こととした上で、それを破壊した幕末の諸改革を以下のように断する。すなわち、「幕府の政略にはもつとも緊要なりける武家の秩序・典礼・格式・礼儀は、これがために一時に破毀せられたるが故に、將軍家の尊嚴は、この時よりして大いにその威光を墜されたる」「幕府の如き保守制度の組織においては、その貴ぶ所は、制度格式の典礼を最も嚴重に保守して、あえてこれを紊乱せざるにあり、幕府が老松の樹心全く朽腐して空虚となるも、なお枝葉鬱々として蒼龍の外形を存せるが如くなりしは、この制度格式の効力に頼れるものその多に居たり。然るを、今や幕府は兵制改革のために、取捨存廃の境線を識別するの活眼なく、輕舉躁進を以て銳意の進取なりと思ひ誤り、都ての政治上において旧典先例を破却するを以て、繁文を除き、簡易を得る者と見做したれば、その改革の行なわるると俱に、幕府の威望は加倍の速度を以て益々地に落つるに至れ

研究ノート

五八(10月)

り」。かくして以下の如き結論が導出される。すなわち、「幕府が家康の制定し置かれたる將軍專裁の政体を固守せずして、これを朝廷に奏し、これを諸侯に謀ると云える新政体に変更したるが幕府衰亡の大原因なれば、すなわち進取のために亡びたるものに非ずや」「世人往々幕府を評して、保守のために仆れたるものと論断すれども、余はこれに反し、幕府は進取のために亡びたるものと明言」するのだと。

(10) 一例として、近世フランス・旧体制の崩壊について見ておくと、今村真介氏が以下のように指摘しているのが参考になる(今村仁司・

今村真介『儀礼のオントロギー』、講談社、二〇〇七年、二四一頁)。すなわち、「君主自身が王権保護装置を合理主義的觀点から信じなくなるとき、(略)、君主みずから体制の墓穴を掘ることになる。(略) システムの崩壊を最初に引き起こす原因是、権力を担当する当事者の意識における儀礼的觀念体系の現実的喪失であるとも言えよう。フランス革命は實質的には王権自身のなかで開始していたとも言えるのである」と。この点、既に十九世紀の思想家・アレクシス・ド・トクヴィル氏も『旧体制と大革命』(小山勉訳、筑摩書房、一九九八年、初出一八五六年、三六二頁) の中で以下の如く断ずる。すなわち、「悪しき政府にとって最も危険な時期とは、一般に自ら改革を始めるそのときである」と。

はじめに

久保茉莉子

南京国民政府時期は「清末以来の法制改革・法整備が一定程度実を結んだ⁽¹⁾」と評価されているように、二〇世紀初頭以降、政権が変わりながらも一貫して近代的法典の制定を目指してきた中国が、その目標を達成した後、いかにその法典を用いたのかという点を分析する上で、非常に重要な時期である。この時期に正式な近代的法典としてはじめて公布・施行された法律のうち、特に刑法は、中華人民共和国成立後、一九八〇年代までの中国において、十分な分析もなされないまま、「国民党によるファシズム独裁統治を擁護し、人民の思想や言行を抑圧するもの」などと批判されるのみであった。そして一九九〇年代以降も当時の近代的刑法学の進展については認められるものの、刑法そのものに対する評価はあまり変わっておらず、史料に基づいて改めて検討する必要がある。

南京国民政府成立後まもない一九二八年に公布・施行された刑法(以下、一八年刑法とする)は、その後全面的に改正され、一九三五年に新たな刑法(以下、三五年刑法とする)として公布・施行された。三五年刑法の制定過程においては、草案を作成した刑法

【付記】本稿は関東足利氏研究会平成二十四年度六月例会・千葉歴史学会同年度七月例会・静岡県地域史研究会同年度十月例会・東京大学大学院村井章介ゼミなどでの発表をもとに脱稿したものである。

南京国民政府時期の上海における刑事裁判

——ある殺人事件を中心に——

久保茉莉子